令和６年度

鹿児島県大島児童相談所第三者評価受審結果報告書

特定非営利活動法人 あいおらいと

1　業務日程

履 行 場 所	鹿児島県大島児童相談所 （鹿児島県奄美市名瀬小俣町２０－２）
業務実施日	（１）説明会　　令和６年　８月２８日（水） （２）訪問調査　令和６年１０月２２日（火）２３日（水） （３）報告会　　令和６年１２月１０日（火）

2　管轄区域（令和６年４月１日現在）

１市１郡	奄美市、大島郡

3　自己評価実施数：１１名（児童心理司の提出はないが実施しているのでカウント）

職　種	人数	備　　考
管　理　職	２名	所長、相談課長（福祉司ＳＶ）も含む
児童福祉司	６名	児童福祉司（係長１）も含む。
児童心理司	３名	児童心理司

4　アンケート

対　象	実施数
施設・里親等に措置中の子ども （小学校４年生以上）	児童養護施設入所児童：５３名 里親・ファミリーホーム委託児童：１９名
施設・里親	児童養護施設：５か所 里親・ファミリーホーム：９か所
関係機関	市町村：１２か所

5　訪問調査：令和６年１０月２２日（火）・２３日（水）　２日間

１日目：令和６年１０月２２日（火）９：00 ～ 17：00	
９：00 ～ ９：30	当日の流れの確認、施設見学
９：30 ～ 12：00	評価項目の聴き取り
12：00 ～ 13：00	休憩
13：00 ～ 15：00	評価項目の聴き取り
15：00 ～ 16：30	事例①②③についての聞き取り（各30分）　※ 事例は後掲
16：30 ～ 17：00	まとめ

２日目：令和６年１０月２３日（水）９：00 ～ 16：00	
９：00 ～ 10：30	職員の聴き取り（児童福祉司：２名、児童心理司：２名）
10：30 ～ 12：00	評価項目の聴き取り
12：00 ～ 13：00	休憩
13：00 ～ 14：30	援助方針会議に参加
14：30 ～ 15：30	補足の聴き取り、まとめ
15：30 ～ 16：00	報告会などについて確認

※　聞き取りを行った事例

事例①：「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例②：「２年以上施設入所しているケース」

事例③：「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」

6　評価尺度

令和２年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案)」を基本としたもの。

7　判断基準

・　判断基準の評価は○、△、×で評価する。

・　各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の４段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	・　優れた取組みが、実施されている ・　他の児童相談所が参考にできるような取組みが、行われている状態
A	・　適切に実施されている ・　よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・　やや適切さに欠ける ・　「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・　適切ではない、または実施されていない ・　「B」以上の取組みとなることを期待する状態
U	・　業務外

評価結果

第Ⅰ部　児童相談所の組織	評価
【評価項目1】　児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
【評価項目2】　組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている	B
【評価項目3】　職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる	B
【評価項目4】　児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している	B
【評価項目5】　職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
【評価項目6】　情報の取り扱いが適切に行われている	B
【評価項目7】　児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
【評価項目8】　児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
第Ⅱ部　子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目9】　子どもへの向き合い方は適切であるか	A
【評価項目10】　子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
【評価項目11】　適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	B
【評価項目12】　子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	A
第Ⅲ部　子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	評価
【評価項目13】　通告・相談の受付体制が確保されている	B
【評価項目14】　通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている	A
【評価項目15】　受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
【評価項目16】　子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
【評価項目17】　一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
【評価項目18】　アセスメントに必要な調査が行えているか	A
【評価項目19】　アセスメントが適切に行われているか	B
【評価項目20】　特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている	A
【評価項目21】　援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている	B
【評価項目22】　援助方針の決定に関する判断が適切に行われている	B
【評価項目23】　援助方針の内容は適切か	B
【評価項目24】　市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	**評価外**
【評価項目25】　在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている	B
【評価項目26】　指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている	A
【評価項目27】　指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている	A
【評価項目28】　居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
【評価項目29】　「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている	A
【評価項目30】　「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている	**評価外**

第Ⅳ部　社会的養護を必要とする子どもへの支援	評価
【評価項目31】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
【評価項目32】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者(里親・施設職員等)と十分な協議を行っている	A
【評価項目33】 措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	評価外
【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
【評価項目40】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
【評価項目41】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【評価項目42】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
【評価項目43】 子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目44】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
第Ⅴ部　社会的養育の推進	評価
【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	B
【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	A
第Ⅵ部　家族とのかかわり・家族への支援	評価
【評価項目48】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目49】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている	A
【評価項目50】 保護者への在宅指導は、適切に行われている	A
【評価項目51】 親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
第Ⅶ部　市区町村や関係機関との連携	評価
【評価項目52】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
【評価項目53】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
【評価項目54】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
【評価項目55】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
【評価項目56】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目57】 児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている	評価外
【評価項目58】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A

総評

＜評価の高い点＞

1　子どもを主体とした支援

大島児童相談所の職員は、日頃から子どもの意見を尊重する姿勢を大切にし、常に子どもの意見聴取を基本に、子どもとともに考えるように努めている。また、子どもに対して、今後の見通しや支援方針についても丁寧に説明を行うことを心がけており、子どもを主体とした支援が実践されている。

2　市町村との連携

大島児童相談所の管内には複数の離島があり、緊急時の対応は市町村が担っている。このため、児童相談所は、要保護児童対策調整機関の担当者をはじめ児童福祉担当者や母子保健担当者を対象とした研修会を開催するなど、市町村職員の知識、技術の向上に取り組んでいる。

3　受理援助方針会議の充実

児童相談所の受理援助方針会議は、定例開催日が設定されているほか、必要に応じて随時開催されている。会議では、検討するケースの状況が丁寧に確認され、子どもの安心・安全を最優先とした検討が行われている。また、会議にはできるだけ多くの職員が参加できるよう配慮されており、職員の研鑽の場としても機能している。

＜今後に期待する点　＞

1　人材育成の体制の構築

大島児童相談所では、今年度、児童福祉司６名のうち初めて児童相談所に勤務する職員が４名配属されている。児童福祉司の配置基準は満たしているものの、離島を所管する特殊事情に加えて管轄区域が広大であることから、経験を有するベテラン職員が少ない現状では、事案が複数同時発生した場合や重大事案などには、十分な対応が困難になるのではないかと危惧される。今後、県全体で児童相談所の適切な運営に必要な専門人材の育成体制を検討していくことが求められる。

2　離島への支援

離島の市町村のアンケートでは、対応困難なケースへの児童相談所の迅速な対応を期待する声が聞かれている。今後、現状の研修会等の取組に加えて、児童虐待事案等に対するリスクアセスメントと初期対応等について共通認識を持てるよう、離島の市町村を対象としたより実践的な研修など、離島の市町村への支援についての検討を期待する。

3　相談対応マニュアルの整備充実

離島を管轄する特殊な事情を抱える大島児童相談所は、これまで個々の事案対応の中で大島児童相談所ならではのノウハウを蓄積している。今後、それらのノウハウを文書化し、整理することで、実務的な業務の手引きとなり得るものと考えられ、マニュアルとしてまとめることに期待する。